

i 企業版ふるさと納税のご寄附をいただきました

ホクレン農業協同組合連合会様から、企業版ふるさと納税としてご寄附をいただきました。大切に活用させていただきます。ありがとうございました。
問合せ 企画調整係 ☎32-1834

i 赤平市空家等対策協議会委員の募集

市内にある空家などの対策に関する事項を協議するため、「赤平市空家等対策協議会」の委員を公募します。委員の任期は2年間です。
応募期限 4月30日(火)
申込み・問合せ
生活環境交通係 ☎32-2215

i 中空知交通災害共済加入者募集

この制度は、中空知5市5町に住んでいるみなさんが共済掛金を納付し、万が一交通事故に遭われた方々に御見舞金をお支払いするという「助け合いの制度」です。4月以降も申請することができますので、ぜひお早めのご加入をお願いします。
申込先 市役所・茂尻支所 他
掛金 年間1人400円
問合せ
生活環境交通係 ☎32-2215

i 豊里地区の皆様へ投票所変更のお知らせ

第2投票区(宮下町、昭和町、桜木町、豊栄町、幸町、のぞみの家、愛真ホーム)の投票所が、令和6年度以降の選挙から、旧豊里小学校を廃止し、豊里児童センターに変更となります。お間違えのないよう、ご確認をお願いします。
投票所 豊里児童センター
(豊栄町1丁目11番地)
問合せ
選挙管理委員会 ☎32-1846

i マイナンバーカード夜間受取可能日のお知らせ

マイナンバーカードを申請された方で交付にあたって日中都合がつかない方は、希望する日の19時30分まで、戸籍年金係で受け取ることができます。事前予約が必要ですので、必ず希望日の前日までにご連絡ください。
問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

i 人材育成・定住促進奨学金

高校・高等専門学校・専門学校・短期大学・大学・大学院に在学する方を対象とした、赤平市の奨学金制度です。
卒業後、奨学金返還中の年度における市内での居住・就労状況により、全額または半額が免除される場合があります。

貸付金額(月額)
◆高校・高専(1年～3年)
…月額2万円以内
◆高専(4年～5年)、修学年限が2年以上の専修学校・短期大学・大学または大学院
…月額4万円以内
※修学年限が1年の専修学校は対象外です。
受付期限 4月分からの貸与は4月23日(火)まで
※上記の期限を過ぎた場合は、申請を受け付けた月分からの貸与となります。
※申込用紙は学校教育課総務係にあります。
申込み・問合せ
学校教育課総務係 ☎32-1822

i マイナンバーカード申請サポート

マイナンバーカード(個人番号カード)の申請を希望する方を対象に、戸籍年金係窓口にて申請書の書き方や写真撮影などをサポートします。
日時 火曜日～金曜日(平日)
8時30分～17時

必要なもの
【本人確認書類として】
▶写真付きのもの(免許証・パスポート・療育手帳など)は1点
▶写真が付いていないもの(保険証・年金手帳・年金証書・通帳など)は2点
※4月は窓口繁忙期のため、お待ちいただく場合があります。お時間に余裕を持ってお越しください。
問合せ 戸籍年金係 ☎32-1823

i 滝の川斎苑の火葬場使用料について

滝の川斎苑の火葬場使用料が4月1日(月)から新料金となります。新料金は下記のとおりです。
【赤平市民】
12歳以上 30,000円
12歳未満 24,000円
死胎および肢体の一部 12,000円
袍衣(えな) 6,000円
【市民以外】
12歳以上 75,000円
12歳未満 60,000円
死胎および肢体の一部 30,000円
袍衣(えな) 15,000円
問合せ
中空知衛生施設組合 ☎75-3800

広告募集
詳細は
コチラ↓


司法書士中根事務所
◆業務内容◆
登記相談・法律相談(※)・不動産登記(相続・売買その他)・商業登記・成年後見・債務整理・裁判所提出書類の作成・簡易裁判所訴訟代理(※) (※)は請求額140万円以下の民事に関するものに限られます。
同一案件につき初回の相談は無料です。
司法書士 中根 大 電話 0125-74-5550
赤平市東文京町2丁目4番地2
ブログ: <http://ameblo.jp/shihoushoshi-dai-nakane> 



児童扶養手当などの 支給額について

4月から支給される児童扶養手当や特別児童扶養手当などの月額をお知らせします。

【児童扶養手当】

▶本体額

- 全額支給 45,500円
- 一部支給
10,740円～45,490円

▶第2子加算額

- 全額支給 10,750円
- 一部支給
5,380円～10,740円

▶第3子以降加算額

- 全部支給 6,450円
- 一部支給
3,230円～6,440円

【特別児童扶養手当】

- 1級 55,350円
- 2級 36,860円

【特別障害者手当】

28,840円

【障害児福祉手当】

15,690円

【福祉手当(経過措置分)】

15,690円

問合せ 子ども未来・医療給付係

☎32-2216



赤平市役所建築技術者 随時募集中

応募資格

建築士などの資格は不要
高校卒業以上で次のいずれかに該当する方

| 年齢制限 | 建築課程 専攻 | 実務経験 |
|-------|------------|------|
| 30歳以下 | 必要 | — |
| 40歳以下 | 必要 | 3年以上 |
| | — | 7年以上 |

※詳しくは下記QRコードから
ご確認ください。



問合せ 職員係 ☎32-2211



新しい水道委託員です

4月から、水道メーター検針および料金収納事務委託員1名が代わりました。水道メーターの検針や集金に伺いましたらよろしくをお願いします。

問合せ 上下水道課 ☎32-2218



しだ みほ 委託員
志田 美保 委託員



“手話を学ぶ会”手話奉仕 員養成「入門講座」

～赤平市の手話奉仕員になりませんか～

手話奉仕員とは、地域の聴覚障がい者の方と手話でコミュニケーションのとれるボランティアのことです。

養成講座は「入門課程23講座」と「基礎課程23講座」があり、今年度は入門課程の開催が予定されています。来年度に基礎講座を開催し、両課程修了者は手話奉仕員(18歳以上)として市に登録することができます。

日程

4月16日(火)～10月1日(火)の
毎週火曜日 18時30分～20時
※4月30日、8月13日は除く
※開催日が変更する場合有り

場所

交流センターみらい2階
研修室3

対象者

聴覚障がい者の福祉に理解と熱意ある18歳以上の方

定員 15名

参加費 教材費4,290円程度

申込期限 4月10日(水)

申込み・問合せ

地域福祉係 ☎32-2216



上下水道課からお願い

こんなときは上下水道課にお知らせください。

【転入、転出、転居されるとき】

お引越し日などのご予定が決まり次第、お早めにご連絡ください。上下水道の使用開始・中止については、ご連絡から3日ほど期間をいただいてからのご対応となります。

※ご連絡当日のご対応はできません。ご注意ください。

【長期で不在にするとき】

長期入院や長期滞在で不在にする場合は、一度ご連絡いただき閉栓することをお勧めしています。特に冬期間は、水道管凍結や漏水事故などの防止のためにもご連絡をお願いします。

【使用者が変更となったとき】

死亡や婚姻、離婚などにより水道の契約者が変更となった場合、届出が必要です。市役所窓口までお越しください。

【建物を解体するとき】

建物を解体する場合は、給水装置(各建物へ水を引き込むための装置)の撤去を行なう必要があります。赤平市の指定業者をお伝えしますので、ご連絡ください。

問合せ 上下水道課 ☎32-2218



春の全国交通安全運動

実施期間

4月6日(土)～15日(月)

【交通安全運動の重点】

- 子どもと高齢者の安全確保
- 飲酒運転根絶
- スピードダウン
- シートベルト全席着用
- 居眠り運転防止
- 自転車安全利用
- 安全意識の向上

※各町内会では期間中の平日に通学時間帯に合わせ「早朝街頭啓発」を実施しています。

問合せ

生活環境交通係 ☎32-2215